

協働のまちづくり かわら版

Vol. 19
2010年5月発行

編集：燕市企画調整部企画政策課
〒959-0295 燕市吉田日之出町1番1号
TEL：0256-92-2111 (協働のまちづくりG)
FAX：0256-92-2110
E-mail：kikaku@city.tsubame.niigata.jp
URL：http://www.city.tsubame.niigata.jp/

燕市の協働のまちづくりの推進に関する情報をお届けしています。

「第11回まちづくり基本条例市民検討会議」を開催しました。

(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた具体的な取り組みとして、「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」の第11回目の会議を5月15日土曜日に吉田公民館で開催しました。

その内容についてお知らせします。

(仮称)まちづくり基本条例素案の 条文案の検討が**本格化**しています！！

皆さん、こんにちは！まちづくり基本条例市民検討会議では、『(仮称)まちづくり基本条例』の今年度制定を目指して熱い議論を重ねています。

今、市民検討会議では、条例の素案に盛り込む条文案についての検討が本格化しています。

今回の会議では、いろいろなメンバーの皆さんから交流や意見交換を深めていただくため、委員の皆さんのグループ分けを変更しました。新しいメンバーでの意見交換ということで、「打ち解けるまで意見が出にくいかも？」と思いきや、ビックリするくらい多くの意見をいただき、終了時間をオーバーしてしまいました(申し訳ありません)。

「少しわかりづらい」「もっと優しく、柔らかい表現にしたい」「全体にくだい(汗)などなど、もっと良い条文にしたい、もっとみんなに知ってもらえる条文にしたいという、皆さんの「やる気」がひしひしと伝わる、そんな会議になりました。皆さん、多くのご意見、ありがとうございました。



(仮称)まちづくり基本条例の検討に関する詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。

燕市トップページ > まちづくり > まちづくり基本条例のページへ！

「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」や「協働のまちづくりかわら版」へのご意見・ご感想を募集しています。

第11回市民検討会議の主な内容

意見交換

テーマ 「第1章 総則」の各グループ
意見の整理について

- ・市民検討会議としての意見の決定

ワークショップ

テーマ (仮称)まちづくり基本条例
の提言書(素案)の検討

「第2章 まちづくりの主体」について

- ・意見交換とグループ別発表

市長挨拶

今回の会議は、鈴木市長も参加していただきました。会議中でのご挨拶をお届けします。

「このプロセスがどんどん地域に広がっていくことを期待します。」

鈴木市長の挨拶

まちづくり基本条例市民検討会議は、既に2年にわたる検討ということで、本当に皆さんありがとうございます。

これからの地方自治体は、自立と自己責任が求められてきます。こういう時代になると、市民と行政が一緒になってまちづくりをやっている地域と、そうではない地域では、差がどんどん広がってくると受け止めております。

そういう意味で、今、皆さんとともにまちづくり基本条例というものを検討するという事は、私が目指す姿そのものだなと思っておりますし、まさにこのプロセスが、市民と行政が一体となって行動する新しい燕そのものだなと受け止めており、たいへん心強く思っております。

ぜひ、さらに活発な議論を進められ、すばらしい条例となること、またそのプロセスがどんどん地域に広がって行って、市民と行政が一緒になってまちをつかっていこうという意識がさらに高まっていくことを期待しています。



意見交換

テーマ 「第1章 総則」の各グループ意見の整理について

前回の発表を整理して、市民検討会議としての意見を**決定**しよう！！

前回の会議では、(仮称)まちづくり基本条例の「第1章 総則」について、委員の皆さんの考えや意見を発表していただきました。

今回の意見交換では、前回の修正意見を皆さんから確認していただいたうえで、条例素案の「第1章」についての市民検討会議としての意見を決定する作業を行いました。



馬場先生と事務局から、修正案の考え方について説明を行いました。

修正案についての意見 (アドバイザー)新潟大学 馬場准教授

前回いくつかのご意見があった中で、まちづくり基本条例、総合計画、市民憲章、都市宣言についての考え方を説明します。

条例とは…自治体が定めることができる法律に準じるもの、法形式として挙げるができます。

総合計画とは…法律でつくるのが定められていますが、今後、法改正で義務付けがなくなります。総合計画は、燕の場合は8年ですが、中長期にわたる「まちのビジョン」を描いたものです。

市民憲章、都市宣言とは…法律には定めがありません。自治体が自らの意思を表明するために作られるものです。期間については、ずっと使われるかもしれませんが、宣言の場合は、ある一定の時期のみの表明の場合もあります。

条例はルールづくりであり、法形式ですので硬い表現を使わざるを得ない部分があります。また、条例は、誰が提案する場合においても議会が関わるということが重要です。したがって、改正に時間や手続きも必要であるため、そこにどのような内容を盛り込むかということ十分に考えなければなりません。

まちづくり基本条例は、一定の期間で見直し、改正していくべきであると思います。しかし、今、議論をしている条例の目的となる部分は、繰り返し変更していくべきではないと思います。変更していくとすれば、手続きやルールの部分についてです。

総則の考え方について、既存の燕市の宣言などの理念をそのまま盛り込むべきかどうか、皆さんで考えていただきたいと思っています。

前半の意見交換では、委員の皆さんから修正案についてご意見をいただき、市民検討会議としての意見を決定しました。詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。

ワークショップ

テーマ (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討 「第2章 まちづくりの主体」について

これまでの検討の成果を**カタチ**にした、条例素案のたたき台の各条文を確認しましょう！【Part2】

今回の会議では、(仮称)まちづくり基本条例の素案のたたき台「第2章 まちづくりの主体」の条文案について、これまでの検討で挙げられた意見や考え方が、正しく条文に反映されているか確認し、皆さんの意見を出し合って、各グループの意見をまとめて発表する作業を行いました。



条文案の考え方についての意見 (アドバイザー)新潟大学 馬場准教授

「第2章 まちづくりの主体」のポイント

第2章は、この条例の重要な部分です。第1章では、どういう人が市民であることを定義しました。それでは、市民や各主体は、まちづくりを進めるうえでどういう役割があるのかということが、この第2章で語られることとなります。

以前にもお話ししましたが、この規定については、お節介であると言った先生がいます。

誰かに「こうしてほしい・こうしなさい」と条例に規定することは、確かにお節介です。しかし、あえてそれを明確にしないと、うまく動かない場合もあるということです。

規定の程度が重要になりますが、燕市で暮らしている皆さんが、例えば、市民に「このようにしてください・このように努めてください」など、どの程度踏み込んで規定するかを考えていただくことが必要です。

たたき台「第2章 まちづくりの主体」の条文案について

**第1節 市民
(市民の権利)**

- 第5条 市民は、まちづくりに関して意見を表明し、提案する権利を有するとともに、市民参画する権利を有します。
- 2 市民は、市政運営に関する情報を知る権利を有します。
- 3 市民は、まちづくりに関して自ら考え、行動するために、学ぶ権利を有します。

(市民の役割)

- 第6条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持つとともに、自らができることを考え、積極的に市民参画に努めるものとします。
- 2 市民は、お互いを尊重し、世代や地域を超えて交流しながら支え合い、協力してまちづくりに取り組むよう努めるものとします。
- 3 市民は、権利に伴う責任を認識し、まちづくりの活動において自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

**第2節 地域コミュニティ
(地域コミュニティの役割)**

- 第7条 地域コミュニティは、それぞれの地域にかかわる多様な主体と協働し、地域の特性を生かした様々な活動を通じて安全で安心な住み良い地域づくりに努めるものとします。
- 2 地域コミュニティは、地域における開かれた活動を通じて市民同士の交流を促進し、地域への愛着や連帯感を高めることにより市民のコミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域の人財育成に努めるものとします。

(地域コミュニティ活動の推進)

- 第8条 市民は、自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、地域コミュニティを守り育てるとともに、地域コミュニティの活動に対する理解を深め、その活動に自主的に参加し、及び協力するよう努めるものとします。

(自治会)

- 第9条 自治会は、豊かで住みよい地域をつくるために市民により自主的に組織し、市民にとって最も身近な存在として日常生活の中で発生する地域の公共的な課題を協力し合いながら解決するとともに、地域づくりの重要な担い手としてその役割を果たすよう努めるものとします。
- 2 自治会は、まちづくりに関する情報伝達その他行政事務の一部を担う市のパートナーとしてその役割を果たすとともに、地域の意見を集約し、市政に反映するよう努めるものとします。

(まちづくり協議会)

- 第10条 まちづくり協議会は、地域コミュニティの活動を小学校区等の一定の単位で実現するために組織し、地域における協働のまちづくりの推進母体として、その役割を果たすよう努めるものとします。
- 2 まちづくり協議会は、相互にまちづくりの目標等を共有し、及び自治会その他の地域コミュニティを組織する団体等と協働して広範な地域のまちづくりの提案及び公共的な課題の解決に取り組むとともに、まちづくりに関する総合的な協議、連絡、及び意見調整に努めるものとします。

**第3節 市民活動団体
(市民活動団体の役割)**

- 第11条 市民活動を組織的かつ継続的に行う団体(以下「市民活動団体」といいます。)は、自らの持つ知識、専門性、市民活動の持つ特性等を生かした活動を通じて市民活動の充実に努めるものとします。
- 2 市民活動団体は、活動に関する情報の発信や提供を積極的に行い、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとします。

(市民活動の推進)

- 第12条 市民は、市民活動に対する理解を深め、その活動に自主的に参加し、及び協力するよう努めるものとします。

**第4節 事業者等
(事業者等の役割)**

- 第13条 事業者等は、自らの持つ知識、専門性等を生かした活動を通じて地域の活性化に努めるとともに、その技術を継承し、人財の育成に努めるものとします。
- 2 事業者等は、地域社会を構成する一員として公共的又は公益的な活動に協力するよう努めるものとします。

**第5節 市議会
(市議会の役割)**

- 第14条 市議会は、市民の意思を代表するとともに、本市の意思決定機関及び市政を監視する機関としてその役割を果たすものとします。
- 2 市議会は、積極的に政策提言及び政策立案を行うとともに、市民の意思が市政に反映されるよう調査活動等に努めるものとします。
- 3 市議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めるものとします。

**第6節 市及び市の職員
(市の役割)**

- 第15条 市は、市民福祉の増進を図るため、効率的で質の高い行政サービスの提供を図るとともに、公正かつ誠実で、市民に開かれた市政運営を行うことにより、市民の権利及び利益を保護しなければなりません。
- 2 市は、社会経済情勢の変化、多様化する課題等に的確に対応するため、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織運営を行わなければなりません。
- 3 市は、執行機関等が相互に連携し、協力しながら行政機能を発揮しなければなりません。

(市の職員の役割)

- 第16条 市の職員は、市民全体のために働く者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能力開発及び自己啓発に努めるとともに、市民の視点に立ち、市民との信頼関係の向上を図らなければなりません。
- 3 市の職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加しなければなりません。

このたたき台の条文は、これまでの検討で挙げられた意見や考え方を項目ごとに整理し、条文化したものです。各条文を規定するかどうか、またその内容などは、まだ決定ではありません。ワークショップでは、グループごとに各項目の必要性を含めて、意見交換を行いました。

各グループの発表内容（修正意見等）

今回も意見の数が多かったため、各グループから発表していただいた意見の一部をお知らせします。

第5条（市民の権利）

- ・第1項に「平等な立場で」という言葉を追加したい。
- ・権利は重要であるが、それには責任が伴うべき。権利に対して役割のバランスがとれていないのでは？

第6条（市民の役割）

- ・第1項の「積極的に」という表現は強制的、押し付けにとれる。市民の関心がなければ、この表現がなくても一緒。自然と参加するきっかけにしたいため「積極的に」を削除する。
- ・第1項の「積極的に」という表現について、参加することに後ろ向きになってほしくないため「自主的に」という表現にした方がよい。
- ・第3項の「責任」という言葉は、非常に重い感じがする。責任と言われると発言や行動がしにくくなるのではないかと。無責任は困るが、もう少し柔らかい表現にした方がよい。

第9条（自治会）

- ・自治会とまち協の規定を明確にきちんと打ち出すことは良いこと。
- ・第2項で自治会の具体的な役割を規定するのは良いが、表現が少しくどい。

第10条（まちづくり協議会）

- ・まち協と自治会との役割分担の明確化については良くわかるが、まち協の具体的な組織や活動を条例の解説文に入れた方がよい。

第11条（市民活動団体の役割）

- ・第1項の「自らの持つ知識、専門性、市民活動の持つ特性等を生かした活動」という表現は、非常にハードルが高いと感じる。

第13条（事業者等の役割）

- ・第2項の表現を「社会貢献に努める」という表現にした方がよい。

第14条（市議会の役割）

- ・議会の具体的な活動について、当然のことであっても市民がより関心を持っていく意味から、必要なことを書いておく方がよい。
- ・当たり前のことを言うのは失礼ではないか。
- ・より今以上に良い議会にさせていただく意味から必要。

- 第15条（市の役割） 第16条（市の職員の役割）
- ・「しなければなりません。」という表現は威圧的に感じるため、市の役割を市民にPRするための表現とした方がよい。
- ・市の職員が地域に参加していく規定はよい。

委員の皆さんの声（ふりかえりシートより）

あなたが今日気づいたことは？

- ・条例のことが良くわかりました。
- ・まちづくりには色々な方法があることや、言い回し一つで意味合いがこんなにも違うことを感じました。
- ・内容が具体的となり、議論が深くなり大変である。
- ・グループ替えで討議が遠慮がちになると思ったが、各自いろんな意見が聞けて大変良かった。
- ・班の編制替えで、気心がわからないので意見が出にくいのではないかと心配しましたが、心配することなく意見が多く出されて良かった。

あなたが今日不満に思ったこと、悲しかったことは？

- ・時間が足りなかった。
- ・難しすぎて、満足できるところまでいかなかった。

あなたが今日うれしく思ったこと、満足したことは？

- ・新しい市長のまちづくりの考えを聞いたこと。
- ・皆さんの意見が反映されて良かった。
- ・新しい班で話が盛り上がり楽しかった。
- ・条文案が硬く、また、くどいように感じられたが、女性からもっとやわらかい表現との意見があり、共感しました。
- ・いつも感心しているのですが、グループ討議がしやすいように資料を用意していただき、感謝しています。
- ・先回欠席でしたが、ワークショップにスムーズに参加できました。
- ・新しいグループ、良いですね！

あなたが今日、言い残したことは？

- ・もう少し柔らかい表現になりませんか？

まちづくり基本条例市民検討会議の開催日程

第12回 市民検討会議

日時：平成22年6月5日(土)9:30～

場所：吉田公民館 講堂(3階)

会議はどなたでも傍聴できますので、興味のある方は、ぜひお越しください。

事務局の説明から

今回の会議では、(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の各条文に皆さんの意見を反映する作業を引き続き行っていきます。具体的には、条例素案のたたき台に掲載した「第3章 協働」と「第4章 市民参画」の各条文案について意見交換を行い、市民検討会議としての意見を決定していきたいと考えています。

編集後記

今回の会議では、新たにグループ替えを行いました。せっかく仲良くなって議論が盛り上がりつつあったのに、グループが変更になったら発言が控えめになってしまうのでは？と、心配していました。でも、その必要はまったくなく、これまで以上にたくさんのご意見をいただき、終了時間が大幅にオーバーしてしまいました！！

皆さんにお詫びいたしますとともに、いつもご協力をいただき、心から感謝しています。(す)